

令和6年春の中央区交通安全運動推進要領

令和6年度中央区交通安全日推進要領

中央区交通安全対策協議会

中央区交通安全宣言

私たち中央区民は、交通事故のない中央区を実現するため、一人ひとりが交通ルール、交通マナーを守り、中央区を訪れる人々のお手本となることを宣言します。

- 一 まちを歩くときは、信号をきちんと守り、横断禁止場所での横断はしません。
- 一 皆で声を掛け合い、高齢者と子どもを交通事故から守ります。
- 一 自転車に乗って歩道を走るときは、歩行者優先を心がけ、スピードを出しません。
夜間は、前照灯をつけます。
- 一 バイクに乗るときは、スピードを出し過ぎず、一時停止を守ります。
- 一 車を運転するときは、安全運転を心がけ、譲り合いの気持ちで運転します。
お酒を飲んだら絶対に運転はしません。

この宣言実践の輪が、大きく広がり
やがて、東京から、そしていつか全国から交通事故がなくなることを
私たちは、願っています。

2008年4月3日

目 次

令和6年春の中央区交通安全運動推進要領

第1	目 的	-----	1
第2	期 間	-----	1
第3	主 催 機 関	-----	1
第4	運 動 の 重 点	-----	1
第5	ス ロ ー ガ ン	-----	1
第6	推 進 重 点	-----	2
第7	各機関における推進事項		
	○ 合 同 行 事	-----	4
	○ 中 央 区	-----	4
	○ 中央区教育委員会	-----	6
	○ 東京国道事務所	-----	6
	○ 中央労働基準監督署	-----	7
	○ 東京都第一建設事務所	-----	7
	○ 警 察 署	-----	7
	○ 消 防 署	-----	12
第8	実施結果報告	-----	12
第9	各警察署の行事予定	-----	13

令和6年度中央区交通安全日推進要領

第1	目 的	-----	17
第2	実 施 日	-----	17
第3	実 施 期 間	-----	17
第4	主 催 機 関	-----	17
第5	推 進 項 目	-----	17
第6	推 進 内 容	-----	17
	別添「令和6年度中央区交通安全日の推進内容」	-----	18

参 考 資 料

◎	令和5年交通事故発生状況	-----	19
1	発生件数等(区・都・全国別)	-----	19
2	死亡事故の特徴(区・都・全国別)	-----	19
3	中央区内交通事故発生状況	-----	20
	(1) 月 別	-----	20
	(2) 状 態 別	-----	21
	(3) 年 齢 別	-----	21
	(4) 時 間 帯 別	-----	22

別 記 様 式

令和6年春の中央区交通安全運動実施結果

令和6年春の中央区交通安全運動推進要領

第1 目的

広く区民に、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、区民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 4月6日（土）から4月15日（月）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（水）

第3 主催機関

中央区、中央区教育委員会、東京国道事務所、中央労働基準監督署、東京都第一建設事務所、区内各警察署、区内各消防署、区内各交通安全協会及び区内各町会

第4 運動の重点

- 1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止【東京都重点】

第5 スローガン

- 1 交通事故防止対策スローガン

「世界一の交通安全都市 TOKYO を目指して」

- 2 交通安全スローガン

- (1) メーンスローガン

「 たくさんの 笑顔が走る 首都東京 」

(2) サブスローガン

歩行者の交通安全	歩行者を 守るあなたの 優しい目
	気をつけて いつもの道こそ 右左
子供の交通安全	まあだだよ 左右見てから もういいよ
	つないだ手 子供を守る 命綱
高齢者の交通安全	ひと呼吸 焦らずゆっくり 踏むペダル
	渡るなら 横断歩道は この先に
自転車の交通安全	自転車も 正しいマナーと 思いやり
二輪車の交通安全	磨くのは 技術とマナーと 思いやり
飲酒運転の根絶	アウトです 飲んで乗る人 乗せる人
シートベルトの着用促進	安心の 絆をつなぐ シートベルト
違法駐車 of 追放	「少しだけ…」 停めた車が 事故を呼ぶ

第6 推進重点

1 こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

- (1) 歩行者に対し横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本的な交通ルールの周知に加え、運転手に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全確認をすること等を促す呼びかけの推進
- (2) 歩行中幼児・児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）や、高齢歩行者の死亡事故の特徴（65歳未満と比較して横断中が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の推進
- (3) 通学路及び生活道路（ゾーン30）等における歩行者の安全な通行確保に向けた点検や対策の推進
- (4) 通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用についての広報活動等の推進
- (5) 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用を促す取組の推進

2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

- (1) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気

持ちを持って通行する交通マナーの呼びかけ

- (2) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務や横断歩道等における歩行者等優先義務等の遵守を促す取組の推進
- (3) 運転中のスマートフォン等の使用や注視の危険性についての広報啓発の推進
- (4) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における取組の推進
- (5) 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守の徹底
- (6) 妨害運転等の悪質・危険性の周知及びドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進
- (7) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等に関する安全教育・広報啓発の推進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (8) 全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進

3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

- (1) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進
- (2) 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備の促進
- (3) 車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」に則った通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (4) 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、二人乗り、並進、飲酒運転の禁止等交通ルールの徹底、傘差し、スマートフォン等使用時の危険性の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- (5) 損害賠償責任保険等への加入促進
- (6) 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知と遵守の徹底及び被害軽減のためのヘルメット着用を促す取組の推進
- (7) 特定小型原動機付き自転車の利用者に対する販売事業者、シェアリング事業者

等と連携した安全利用についての広報啓発の推進

4 二輪車の交通事故防止

- (1) 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用（あごひもの確実な結着等）とプロテクターの着用による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- (2) 若者層のみならず、中高年に対する二輪車安全教育、広報啓発の推進

第7 各機関における推進事項

【合同行事】

第46回「中央区交通安全のつどい」

1 主催等

(1) 主催 中央区、月島・中央・久松・築地警察署

(2) 共催 中央区交通安全対策協議会、月島・中央・久松・築地交通安全協会

2 日時 4月5日（金）午後2時00分～午後3時40分

3 会場 銀座プロッサム（中央会館）ホール

4 参加団体 交通安全協会、地域交通安全活動推進委員協議会、安全運転管理者部会、交通少年団、母の会（中央母の会、久松交通母の会、築地交通保護者の会、月島交通安全協会女性部会）、交通安全協会青年部会、交通安全協会二輪車部会、交通安全協会四輪車部会、東京都トラック協会中央支部、高齢者クラブ、町会等協力団体

【中央区】

1 広報啓発活動

(1) 広報紙への掲載 「区のおしらせ ちゅうおう」3月21日号で周知

(2) 懸垂幕の掲示 区役所、日本橋・月島・晴海区民センター、中央区保健所、中央清掃事務所

(3) ポスターの掲示 区の施設及び小中学校、幼稚園、保育園

(4) ラジオでの広報 中央エフエム「中央区からのお知らせ」

(5) 庁有車への啓発用シートの貼付 区内を走る清掃車等の車体に啓発用マグネットシートを貼付

(6) 江戸バスでの啓発

ア バスマスクの取付け 車体前面に啓発用バスマスクを取付け

イ ポスターの掲出 車内に啓発用ポスターを掲出

ウ デジタルサイネージによる発信 車内のモニターに啓発用動画を発信

(7) 交通安全教育用DVDの配布 講習会用として区内各警察署に配布

(8) 交通安全用品の配布 区内各警察署・消防署に配布

2 高齢者等に対する交通安全対策

(1) 高齢者施設にポスターやリーフレットを配布し、利用者に周知を図る。

(2) 高齢者クラブ代表者会（4月17日（水）開催予定）において、交通安全の周知を行う。

3 幼児等に対する交通安全対策

(1) 保育園 保育園児及び保護者に対する交通安全指導

ア 保育園児には、日常の保育活動を通じて、交通安全ルールを習得させるとともに、園外保育（遠足等）において道路の歩き方、横断等の指導を行う。

イ 保護者に対しては、園児送迎の際に、チラシ等を配布し注意喚起を行い交通安全意識の普及を図る。

ウ 管轄署警察官により、園児及び保護者に対する交通安全指導を行う。

(2) 児童館、プレディ及びプレディプラスでの児童及び利用者に対する注意喚起

ア 日常活動の中で、職員による交通安全に対する注意喚起を行う。

イ 管轄署警察官により、児童及び利用者に対する交通安全指導を行う。

4 自転車利用者・歩行者に対する交通安全キャンペーン

通勤、通学や買物、宅配等の自転車利用者及び歩行者に対し「自転車のヘルメット着用努力義務化」及び「自転車安全利用五則」、損害賠償保険等加入義務化の周知を図るとともに、「ながらスマホ」や「歩きスマホ」を行っている人に対しては、その危険性と迷惑性を呼びかけ、ルール遵守とマナー向上を図る。

実施日 4月6日（土）・8日（月）・10日（水）

場所 銀座4丁目交差点・月二幼小前交差点（6日）、

両国橋西詰交差点（8日）、江戸橋北詰交差点（10日）

実施機関 中央区、中央・久松・築地・月島警察署、東京都第一建設事務所

5 違法駐車防止活動

違法駐車等防止指導員による広報・指導活動を実施する。

時期 運動期間中、土日を除く6日間の午前11時から午後6時までの内の6時間

場所 違法駐車防止重点地域（銀座地区）

6 道路環境の点検整備

- (1) 道路及び安全施設の総合点検を実施し、必要箇所における整備を徹底する。
- (2) 道路不法占用・使用者に対し不適正利用の是正や指導を行い、道路の適正な利用の徹底を図る。
- (3) 道路工事現場における交通安全指導を徹底して行い、施工に伴う交通事故の防止を図る。

【中央区教育委員会】

1 学校教育

各幼稚園・小学校・中学校に、区内交通事故の発生状況を周知するとともに、園児・児童・生徒等に対し、学校安全計画をもとにした交通安全指導の徹底を図る。

(1) 幼稚園

幼児と地域の実態に応じて指導する。特に交通ルールを守り、飛び出し、路上遊びなどをしないことを重点的に指導する。

(2) 小学校

各学年の発達段階と地域の実態に応じて指導する。飛び出し、路上遊び、道路の横断等のほか、特に自転車の乗り方に関しては、道路交通法にも留意するよう重点的に指導する。

(3) 中学校

小学校での学習を基礎に、道路交通法にも留意して、自転車の安全な乗り方・点検・整備、通学路での安全、交通規則の遵守等を重点的に指導する。

2 その他

PTAの会合等において、家庭及び地域での交通安全指導について実施を促す。

【東京国道事務所】

1 交通安全施設等の点検と整備

歩行者、自転車利用者等の視点から、歩道や立体横断施設等を点検するとともに、防護柵、視線誘導標、道路照明、道路標識等の交通安全施設について総合的に点検し、必要な措置を講ずる。

2 道路の適正な利用の徹底

道路、特に歩道上の看板、商品及び自転車の放置等について、道路パトロールを実施し、道路の適正な利用の徹底を図る。

3 交通安全意識の高揚

道路交通情報板、ポスター等により、道路利用者に交通安全意識の高揚を図る。

【中央労働基準監督署】

1 広報活動

庁舎内へのポスター掲示、リーフレット備付等により事業場に対して交通安全に関する広報活動を推進する。

2 交通安全教育活動

講習会、労働災害再発防止講習会、説明会などの機会を捉え、事業場に「交通労働災害防止のためのガイドライン（改正平成30年6月1日基発0601第2号）」の周知を図る。

3 自動車運転者の労働条件の適正化

ハイヤー、タクシー及び道路貨物運送事業者等に対する監督指導を実施し、長時間労働や過労運転の防止及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（以下、「改善基準」という。）の改正を周知するとともに、改善基準を重点とした関係法令等の遵守を図り、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底を図る。

4 その他

建設工事現場において開催される災害防止協議会等において、工事用車両による交通労働災害防止のための指導を推進する。

【東京都第一建設事務所】

1 道路利用の適正化による安全な道路空間の確保

都道上の施設点検を実施するとともに、不法占用物件や放置自転車等の放置物件に対し、関係機関と連携した是正指導・警告・撤去を行い、安全な道路空間の確保を目指す。

2 道路工事施工者への指導

道路工事施工者に対し、歩行者等の安全を図るための動線の確保や作業帯・工事標識の適切な設置など、十分な事故への防止策を講じるよう指導する。

3 職員等への交通安全意識啓発

交通安全運動期間中、所内でチラシやパンフレットの掲示・配布を行い、職員や来庁者に対して交通安全意識の向上を促進させる。

【警察署】

1 目的

全国交通安全運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動の重点に関する主な推進項目

(1) こどもが安全に通行できる道路環境の確保と安全な横断方法の実践

ア 「横断 SAFETY ACTION」の効果的推進

道路を横断する際は、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことなど、歩行者としての基本的な交通ルールの周知に加え、横断する際には車が来ていないか確認する、手を上げるなど自らの安全を守るための交通行動を促進する呼び掛けを推進する。

イ 歩行者の交通ルール遵守の徹底

歩行中の児童・幼児の交通事故の特徴（飛び出しによる死亡・重傷者が多いなど）や、高齢歩行者の交通事故の特徴（横断禁止場所横断等の法令違反が多いなど）を踏まえた交通安全教育等を実施する。

その他、反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と着用促進を図る。

ウ 歩行者の安全確保

小学校等の周辺に設置されるスクールゾーンにおける「違反をさせない」環境作りを推進するため、交通ボランティア等の協力によるドライバーに対する通行禁止規制を周知徹底する。

通学路や、スクールゾーン、キッズゾーンなど、こども（未就学児を含む）が集団で移動する経路における見守り活動等を推進し、点検や対策を強化する。

歩行者や自転車の安全な通行を目的とした「ゾーン30プラス」の整備等生活道路対策の推進や、信号現示の見直し（右折矢印の設置や歩車分離などの多現示化）、歩行者感応、ゆとりシグナル、信号秒数の調整等を検討するなど安全対策を強化する。

(2) 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

ア 運転者の歩行者等に対する保護意識の向上

交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持つ等、交通マナーを呼び掛ける。

横断歩道手前での確実な減速義務の遵守と、横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者保護の徹底を図る。

トワイライト・オン運動及び走行用前照灯（ハイビーム）の使用を推進する。

イ 飲酒運転の根絶

飲食店における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進等により、飲酒運転の根絶に向けた社会環境を醸成し気運を更に向上させる。

事業者に対する安全運転管理者制度の周知徹底と、運転前後の運転者に対する目視等とアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認等、安全運転管

理者が行うべき業務の確実な履行についての指導を徹底する。

ウ 妨害運転の防止

妨害運転の悪質性・危険性の周知とドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発を推進する。

エ 高齢運転者の交通事故防止

身体機能の低下等が運転に及ぼす影響を踏まえた交通安全教育を推進するとともに、安全運転に不安のある高齢運転者等に対する高齢運転者相談窓口の充実と、運転免許の自主返納制度の周知徹底を図る。

オ 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。

(3) 自転車・電動キックボード等を利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルール・マナーや、特にヘルメット着用の努力義務の周知徹底を図る。

イ 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認、歩道での歩行者優先といった基本的な交通ルールの遵守を推進するとともに、右側通行・二人乗り・並進・飲酒運転・無灯火走行・傘差し運転・スマートフォン等利用しながらの運転等違反行為の危険性の周知徹底を図る。

ウ 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係業者等に対する交通安全対策の働き掛けや自転車配達員に対する街頭における指導啓発、飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。

エ 東京都の条例による、自転車利用中の対人賠償保険等への加入義務化の周知及び加入促進を図る。

オ 電動キックボード等の利用者に対する遵守すべき交通ルールの周知並びにヘルメット着用の促進を図る。

カ 販売業者、シェアリング事業者等と連携した安全利用についての広報啓発を推進する。

キ 電動キックボード等の悪質・危険な交通違反に対する取締りを推進する。

(4) 二輪車の交通事故防止

ア 重大事故の原因となる速度超過に対する注意喚起など、広報啓発活動の強化による二輪車交通事故防止対策を推進する。

イ 右直事故の多発を踏まえ、交差点直進時における危険を予測した運転についての指導・広報啓発を強化する。

ウ ヘルメットの正しい着用（あごひもの確実な結着等）の徹底及び胸部プロテクター着用の促進を図る。

エ 通勤での二輪車利用者や事業者等に対する二輪車実技教室の開催及び交通

安全教育を強化する。

オ 二輪車免許取得後、間がない若年層や、一定期間二輪車に乗車しなかったことにより運転不慣れな中・高齢層（いわゆるリターンライダー）等、運転技術が未熟な者に対する交通安全教育を推進する。

3 運動の実施要領

(1) 広報啓発活動及び交通安全教育の推進

ア 管内の交通事故実態や道路交通環境に即した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

イ 運転者に対して、法令上、横断歩道に歩行者がいないことが明らかの場合を除き、直前で停止可能な速度で進行する義務と、横断歩道における歩行者優先義務があることについて周知徹底を図るとともに、歩行者の側方を通過する場合には歩行者との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するなどの「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転を実践するよう広報啓発活動を推進する。

ウ 歩行中又は自転車乗車中に信号無視や禁止場所横断等の交通違反を行う高齢者のほか、身体機能の低下等により交通上の危険が認められる交通安全ヒヤリ高齢者を発見した場合にはタイムリーな指導警告を行う。

エ 警察署交通課を高齡運転者相談窓口として、高齡運転者やその家族に対し、加齢に伴う身体機能の変化を踏まえた安全運動について助言・指導を行い、必要に応じ、運転免許自主返納制度や自主返納後の生活支援の周知の徹底を図る。

オ 薄暮時間帯の交通事故抑止のため、「トワイライト・オン運動」を推進するとともに、路上寝込み等を早期に発見するための走行用前照灯使用（対向車や歩行者がいない状況におけるハイビームの使用）について広報啓発活動を推進する。

また、歩行者及び自転車利用者に対して、反射材用品やLEDライト等の着用を促進する。

カ 飲酒運転の禁止はすべての車両（電動キックボードや自転車も含む）が対象であることを周知徹底するため、交通安全情報を活用するなど広報啓発活動を推進する。

キ 自転車利用者に対しては、各種警察活動を通じて、自転車は車両との認識を持たせるとともに、ヘルメット着用の努力義務を始めとする「自転車安全利用五則」等、様々な交通ルールを遵守させる。特に出合い頭事故が多いことから「赤信号は止まる」「一時停止場所は必ず止まる」について重点的な広報啓発活動を推進する。

ク 電動キックボード等の交通違反は、信号無視と通行区分違反が約9割を占めることから、このような違反実態を捉え、交通ルールの遵守についてウェブサ

イト、SNSなどの各種媒体を活用した情報発信を行うとともに、販売事業者、関係機関・団体と連携した広報啓発を推進する。

ケ 電動キックボード等のうち、特定小型原動機付自転車に該当するものは、ヘルメットの着用が努力義務であることから、頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果を強調した広報啓発を行うなどし、運転者のヘルメット着用を促進する。

コ ペダル付原動機付自転車はペダルを漕いで走行したとしても原動機付自転車等に該当することについて、販売店及び購入者への周知を図る。

サ 二輪車ストップ作戦等の街頭活動を通じ、直接二輪車利用者に対して、ヘルメットのあごひもの確実な結着や胸部プロテクターの着用等の安全装備の必要性を啓発する。

また、速度超過は交通事故につながりやすいことや、単独事故や右直事故が多いといった二輪車交通事故の特徴等について広報啓発活動を推進する。

(2) 効果的な交通街頭活動及び交通違反の指導取締りの徹底

ア 横断歩行者妨害等の悪質・危険な違反を積極的に取締り、歩行者の保護を徹底するとともに、歩行者による違反を現認した場合は、積極的かつ明確に警笛を吹鳴し指導警告するなど、都民の交通ルール・マナー遵守、規範意識の向上を図る。

イ 自転車利用者による信号無視、右側通行、一時不停止、歩道通行など悪質・危険な交通違反については交通切符による取締りを実施し、交通切符の適用に至らない場合でも、自転車指導警告カード又は自転車安全マナーカードを活用した実効性のある指導警告を行う。

ウ 電動キックボード等の交通違反を現認した場合は、積極的な指導警告を行うとともに、信号無視や歩道通行等の悪質・危険な交通違反に対しては指導取締りを行う。

エ 幹線道路や地域の主要な路線においては、白バイやパトカーによる効果的な警ら活動を行うとともに、交通整理の行われていない見通しの悪い交差点や子供の通行が多い生活道路等においては、悪質性及び危険性の高い速度超過、横断歩行者等妨害、信号無視、一時不停止等の交通違反に重点を置いた交通指導取締りを実施するほか、ミニパトや広報用車両等の車載マイクを活用した広報活動を実施する。

オ 管内の駐車関与事故発生状況や駐車実態を踏まえ、駐車監視員の活動時間帯をシフトするなど、効果的な指導取締りを強化するほか、時間調整のため駐車する工事関係車両や交差点及び自転車専用レーン等における悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車の前向きな指導取締りを実施する。

【消防署】

各消防署共通の推進事項

1 応急救護知識の普及

バイスタンダー（交通事故等の現場に居合わせた人）の応急手当は傷病者の救命に大きくかかわることから、町会、自治会、各事業所、学校等に対して、応急手当パンフレットの配布、東京消防庁公式アプリ及びYouTubeの東京消防庁公式チャンネルにおいてAEDの取り扱いを含めた心肺蘇生動画配信していることを広報し、地域全体の応急救護体制を強化し交通事故発生時の救命率の向上に努める。

2 広報活動

消防庁舎の玄関、掲示板等に交通安全のポスターを掲示し、地域住民、区内事業所等への交通安全の普及啓発を図る。

第8 実施結果報告

各主催機関は、交通安全運動実施結果を「別記様式」により中央区交通安全対策協議会（事務局）まで報告するものとする。

提出期限 4月22日（月）

提出先 中央区環境土木部交通課交通対策係

〒104-8404 中央区築地一丁目1番1号

TEL 03-3546-5413

FAX 03-3546-5639

第9 各警察署の行事予定

◎中央警察署

実施事項	月日	時間	場所
中央区交通安全のつどい	4月5日(金)	午後2時～午後3時40分	銀座プロッサム
日光街道一斉街頭配置	4月8日(月)	午前8時～午前9時	日光街道主要交差点
出動式		午前9時00分～午前9時30分	中央警察署玄関
管下一斉 横断SAFETY ACTIONキャンペーン		午後2時～午後3時	日本橋北詰交差点
高齢者交通事故防止キャンペーン		午後3時～午後4時	日本橋南詰交差点
FM中央(安全運転情報)・放送	4月9日(火)	午後1時55分～午後2時00分	京橋スクエアガーデン
署長激励巡視		午後2時～午後3時	中央警察署管内
「交通事故死ゼロを目指す日」 自転車マナーアップキャンペーン	4月10日(水)	午前10時30分～ 午前11時30分	江戸橋北詰交差点
タクシー事故防止キャンペーン		午後2時～午後3時	東京駅八重洲口
一交機・久松警察署合同二輪車ストップ作戦	4月11日(木)	午前9時30分～ 午前10時30分	鞍掛橋交差点
ハンドルキーパー運動		午後1時～午後2時	管内飲食店
車両広報活動		午後2時～午後3時	中央警察署管内
トラックストップ作戦	4月12日(金)	午前10時～午前11時	日本橋3-12 (昭和通り)
車両広報活動		午後2時～午後3時	中央警察署管内
体験型交通安全キャンペーン	4月13日(土)	午前10時30分～正午	日本橋ガレリア コミュニティスペース
横断SAFETY ACTIONキャンペーン	4月15日(月)	午後2時～午後3時	日本橋南詰交差点
違法駐車・違法看板撤去キャンペーン		午後3時～午後4時	中央警察署管内
交通安全協会・管理者部会による街頭配置	期間中	午前10時30分～ 午前11時30分	中央警察署管内主要交差点
交通安全協会・管理者部会による街頭配置	期間中	午後2時～午後3時	中央警察署管内主要交差点
デジタルサイネージ広報	期間中	終日	管内商業施設

◎久松警察署

実施事項	月日	時間	場所
春の全国交通安全運動推進会議	3月25日(月)	午後2時～午後3時	東京実業健康保険組合会館
交通安全祈願折り鶴プレゼント (一日警察署長)	3月28日(木)	午前10時～午前11時	人形町交差点
中央区交通安全のつどい	4月5日(金)	午後2時～午後3時40分	銀座プロッサム
交通安全フェスティバル	4月6日(土)	午前10時～正午	久松児童公園
出動式	4月8日(月)	午前8時10分～ 午前8時25分	久松警察署
始業式下校時における 「横断SAFETY ACTION」		午前8時30分～ 午前9時30分	各自指定場所交差点
自転車ストップ作戦		午前10時～午前11時	両国橋西詰交差点
安全運転管理者部会街頭配置		午後4時～午後5時	各自指定場所交差点
交通少年団によるミニパト広報活動		午後4時～午後5時	管内主要道路
通学路安全運転呼びかけ隊登校パト ロール		4月9日(火)	午前7時45分～ 午前8時30分
道路環境浄化合同パトロール	午前10時～午前11時		馬喰・横山町地区
交通少年団によるミニパト広報活動	午後4時～午後5時		久松署管内主要道路
通学路安全運転呼びかけ隊登校パト ロール	4月10日(水)	午前7時45分～ 午前8時30分	久松小学校
ゼロの日信号機変わら(瓦)ない内に 横断キャンペーン		午前10時～午前11時	明治座前交差点
安全運転管理者部会街頭配置		午後4時～午後5時	各自指定場所交差点
町会合同一斉街頭配置	4月11日(木)	午前8時30分～ 午前9時30分	10交差点
二署合同二輪車ストップ作戦(久松・中 央)		午前9時30分～ 午前10時30分	鞍掛橋交差点
飲酒運転撲滅キャンペーン		午後3時～午後4時	人形町交差点
安全運転管理者部会街頭配置		午前8時30分～9時30分 午後4時～午後5時	箱崎町交差点 各自指定場所交差点
町会テント巡回訪問	4月12日(金)	午前10時～午後3時	管内36町会
交通少年団横断歩道事故防止キャンペーン 「横断SAFETY ACTION」		午後4時～午後5時	久松町交差点
自転車安全運転実技教室	4月13日(土)	午前10時～正午	久松小学校 久松児童公園
新自転車安全利用五則キャンペーン	4月15日(月)	午後2時～午後4時	久松児童公園
安全運転管理者部会街頭配置		午後4時～午後5時	各自指定場所交差点
交通少年団によるミニパト広報活動		午後4時～午後5時	管内主要道路

◎ 築地警察署

実施事項	月日	時間	場所
交通安全運動推進会議 (町会長会議)	3月15日(金)	午後3時～	築地警察署講堂
交通安全協会役員会議	3月19日(火)	午後5時～	東武ホテル
運転者講習会(安協主催)	3月22日(金)	午後6時～	築地警察署講堂
安全運転管理者部会拡大会議	3月25日(月)	午後4時30分～	築地警察署講堂
交通少年団50周年本部行事	3月30日(土)	午後2時～	両国国技館
中央区交通安全のつどい	4月5日(金)	午後2時～午後3時40分	銀座ブロッサム
自転車交通安全キャンペーン	4月6日(土)	正午～午後1時	銀座4丁目交差点
築地本願寺花まつりパレード・ キャンペーン(交通少年団)	4月7日(日)	午前10時～	築地本願寺境内
町会等街頭配置激励	4月8日(月)	午前8時～午前9時	築地警察署管内
横断SAFETY ACTIONキャンペーン (管下一斉対策強化日)		午前10時～午前11時	三原橋交番前
交通安全クイズ(安管主催)	期間中 (土日を除く6日間)	午後1時～午後2時	数寄屋橋交番前
タクシーマナーアップキャンペーン	4月9日(火)	午後4時～	銀座4丁目交差点
「交通事故死ゼロを目指す日」 高齢者・自転車キャンペーン・高齢者宅訪問 活動(推進委員)	4月10日(水)	午前10時～午前11時	銀座4丁目交差点
トラック・二輪車ストップ作戦 (トラック協会)	4月11日(木)	午前10時～午前11時	築地4丁目交差点
GINZA交通安全 ファミリーフェスティバル	4月14日(日)	正午～午後2時	銀座三越
交通安全街頭広報活動 (交通母の会)	4月8日、9日 10日、12日	午前10時～午前11時 (10日は10時30分～)	築地警察署管内

◎ 月島警察署

実施事項	月日	時間	場所
月島安全協会理事会	3月28日(木)	午後1時30分～午後2時30分	月島警察署
月島安全運転管理者研修会		午後3時30分～午後4時30分	月島警察署
中央区交通安全のつどい	4月5日(金)	午後2時～午後3時40	銀座ブロッサム
自転車事故ゼロキャンペーン	4月6日(土)	午前10時30分～ 午前11時30分	勝どき駅前交差点
テント巡回訪問	4月8日(月)	午前10時～午前11時	月島警察署管内
小学校入学式における安全講話		午前10時～午前11時	月島第一小学校
一斉街頭配置	4月9日(火)	午前8時30分～ 午前9時30分	管内主要交差点
二輪車ストップ作戦		午後2時～午後3時	環二通り
「交通事故死ゼロを目指す日」 キャンペーン	4月10日(水)	午後2時～午後4時	月島第二児童公園
小学生に対する自転車教室	4月11日(木)	午前9時～正午	月島第二小学校
小学生に対する横断訓練	4月12日(金)	午前9時～11時	月島第二小学校
トラックストップ作戦(安管合同)		午後2時～午後3時	勝どき陸橋交差点
テント巡回訪問	4月15日(月)	午前10時～午前11時	月島警察署管内
高齢者宅訪問		午後2時～午後3時	晴海4丁目アパート

令和6年度中央区交通安全日推進要領

第1 目的

毎月10日を「中央区交通安全日」と定め、関係機関・団体等が連携して、広く区民に交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、区内の交通事故防止を図ることを目的とする。

第2 実施日

毎月10日とする。ただし、10日が土、日、祝日等に当たる月については、下記のとおりとする。

※ 8月は9日、11月は8日とする。

※ 4月は交通安全運動期間中のため設定しない。

第3 実施期間

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）

第4 主催機関

中央区、中央区教育委員会、東京国道事務所、中央労働基準監督署、東京都第一建設事務所、区内各警察署、区内各消防署、区内各交通安全協会、区内各町会

第5 推進項目

各主催機関は、相互に連携を図り、「交通安全日」を「一日交通安全運動の日」と位置付け、区内における交通事故の抑止を目標に区民総ぐるみの運動として実施する。

1 交通安全日の積極的な周知

主催機関は、地域において活発な広報を推進し、交通安全日の周知に努める。

2 交通安全意識の醸成

主催機関は、地域、職場、学校等における自主的活動を支援するとともに、区民に交通安全意識が浸透するよう普及啓発を図る。

3 自転車・電動キックボード等利用時の交通ルール遵守の推進

「自転車安全利用五則」及び特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知徹底を図り、車両としての交通ルールの遵守とマナーの向上を促進するため、警察署が指定した「自転車重点地区・路線」等において、自転車・キックボード等利用者に対する安全利用推進活動を行う。

第6 推進内容

別添「令和6年度中央区交通安全日の推進内容」のとおり

令和6年度中央区交通安全日の推進内容

項 目	内 容
交通安全日の積極的な周知	1 区本庁舎に「本日は交通安全日」の「のぼり旗」を掲出する。 2 区の広報紙、ホームページ等広報媒体を活用し「交通安全日」の周知徹底を図る。
交通安全意識の醸成	1 キャンペーン等の街頭活動の際に、交通事故実態に即した安全指導を行う。 [運転者に対して] ○ 子供や高齢者の行動特性を理解し、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼びかけ ○ 横断歩道における歩行者優先義務等の遵守の徹底 ○ 後部座席を含めた全てのシートベルト着用と、チャイルドシートの正しい使用の徹底 ○ 二輪車運転時におけるヘルメットあごひもの確実な結着と胸部プロテクターの着用 [子供・高齢者に対して] ○ 道路横断時における信号遵守と確実な安全確認 ○ 加齢による身体機能の変化に伴う自己認識と免許返納の推進 ○ 反射材用品等の積極的な活用 2 関係機関が実施する交通安全教室や運転者講習会等の周知を図るとともに、積極的な受講を奨励する。 3 家庭、学校及び企業等に対し、機会を捉えた交通安全教育の実施と自転車賠償保険加入義務化の広報啓発
自転車・電動キックボード等利用時の交通ルール遵守の推進	◎ 街頭活動の強化 [自転車利用者・電動キックボード等利用者に対して] ○ 「自転車安全利用五則」の周知徹底 ○ 乗車用ヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進 ○ 反射材用品等の活用 ○ 安全利用のための定期的な点検整備の励行 ○ 事故に伴う損害の賠償を補償する保険の確認及び加入 ○ 路上放置の禁止及び駐輪場の利用 ○ 特定小型原動機付自転車に関する新たな交通ルールの周知徹底

参考資料

◎ 令和5年交通事故発生状況

1 発生件数等(区・都・全国別)

(件・人)

区分	発生件数	死者数	負傷者数			
			重傷	軽傷		
中央区	5年	716	1	788	61	727
	4年	716	2	812	29	783
	増減	0	-1	-24	32	-56
東京都	5年	31,385	136	34,870	1,725	33,145
	4年	30,170	132	33,429	1,534	31,895
	増減	1,215	4	1,441	191	1,250
全国	5年	307,930	2,678	365,595	27,636	337,959
	4年	300,839	2,610	356,601	26,027	330,574
	増減	7,091	68	8,994	1,609	7,385

2 死亡事故の特徴(区・都・全国別)

(1) 年齢層別死者数

(人)

区分	子ども (中学生以下)	若年層 (中卒～24歳)	25歳～ 29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳～ 64歳	高齢者	合計
中央区	0	0	0	0	0	0	0	1	1
東京都	3	12	3	14	14	29	14	47	136
全国	39	207	76	129	239	333	189	1,466	2,678

※全国の子どものは、14歳以下、若年層は15歳から24歳の死者数を示す。

(2) 状態別死者数

(人)

区分	歩行中	四輪車	二輪車	自転車	その他	合計
中央区	1	0	0	0	0	1
東京都	55	5	44	32	0	136
全国	973	837	508	346	14	2,678

(3) 昼夜別死者数

(人)

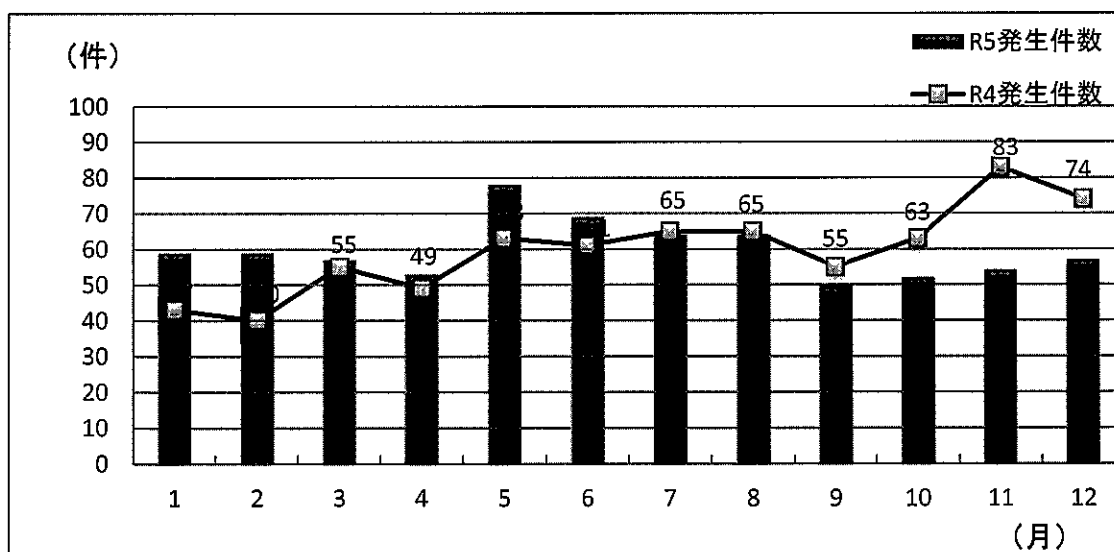
区分	昼間帯	夜間帯	合計
中央区	0	1	1
東京都	68	68	136
全国	1,396	1,282	2,678

※昼間帯・・・日の出～日没 夜間帯・・・日没～日の出

3 中央区内交通事故発生状況

(1) 月別

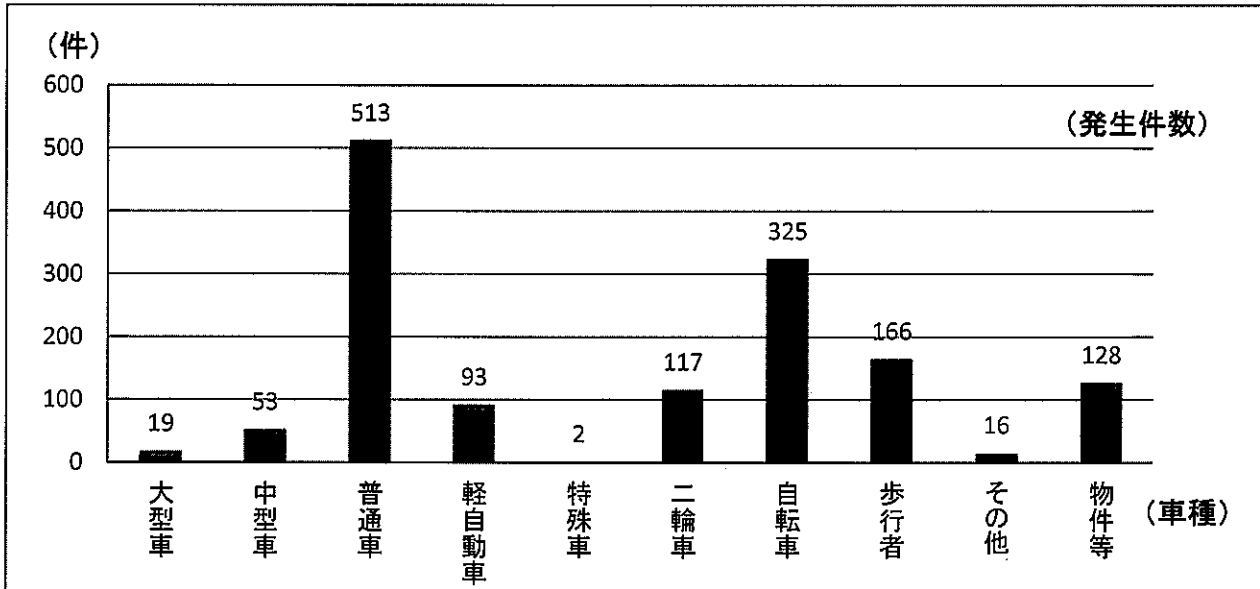
区分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和5年	発生件数	59	59	57	53	78	69	64	64	50	52	54	57	716
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	負傷者数	70	68	59	60	87	73	70	70	58	59	53	61	788
令和4年	発生件数	43	40	55	49	63	61	65	65	55	63	83	74	716
	死者数	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2
	負傷者数	48	47	68	61	75	66	74	68	56	73	91	85	812
前年比	発生件数	16	19	2	4	15	8	-1	-1	-5	-11	-29	-17	0
	死者数	0	0	0	0	0	-1	0	0	-1	0	1	0	-1
	負傷者数	22	21	-9	-1	12	7	-4	2	2	-14	-38	-24	-24



(2) 状態別(1・2当事者)

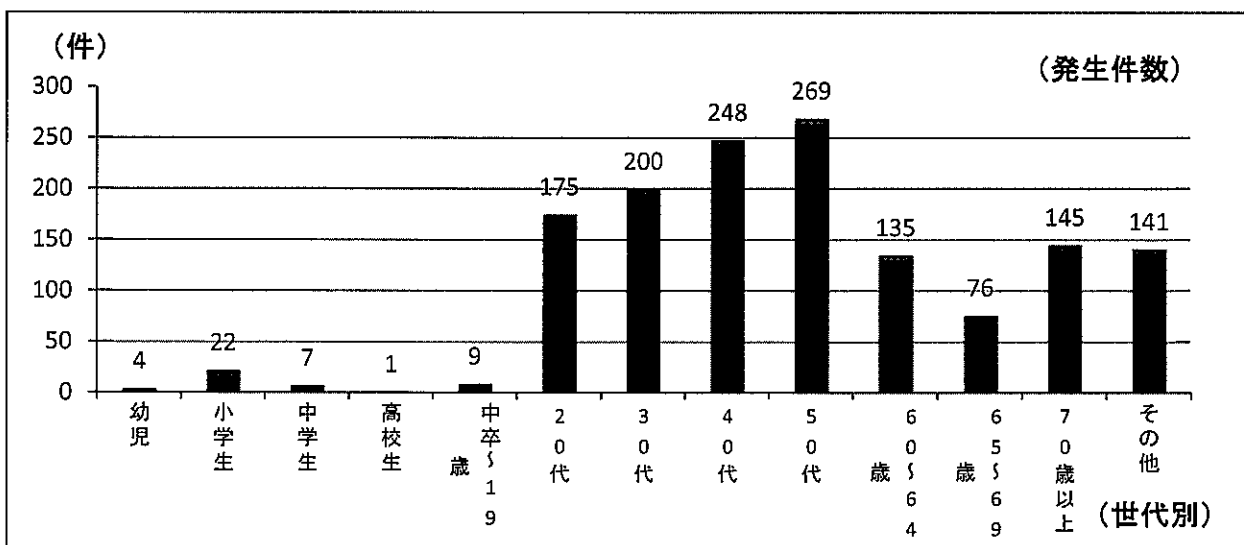
区 分		大型車	中型車	普通車	軽自動車	特殊車	二輪車	自転車	歩行者	その他	物件等	合計
令和5年	発生件数	19	53	513	93	2	117	325	166	16	128	1,432
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	負傷者数	6	14	181	44	0	105	277	161	0	0	788

※ 中型車は準中型を含む。



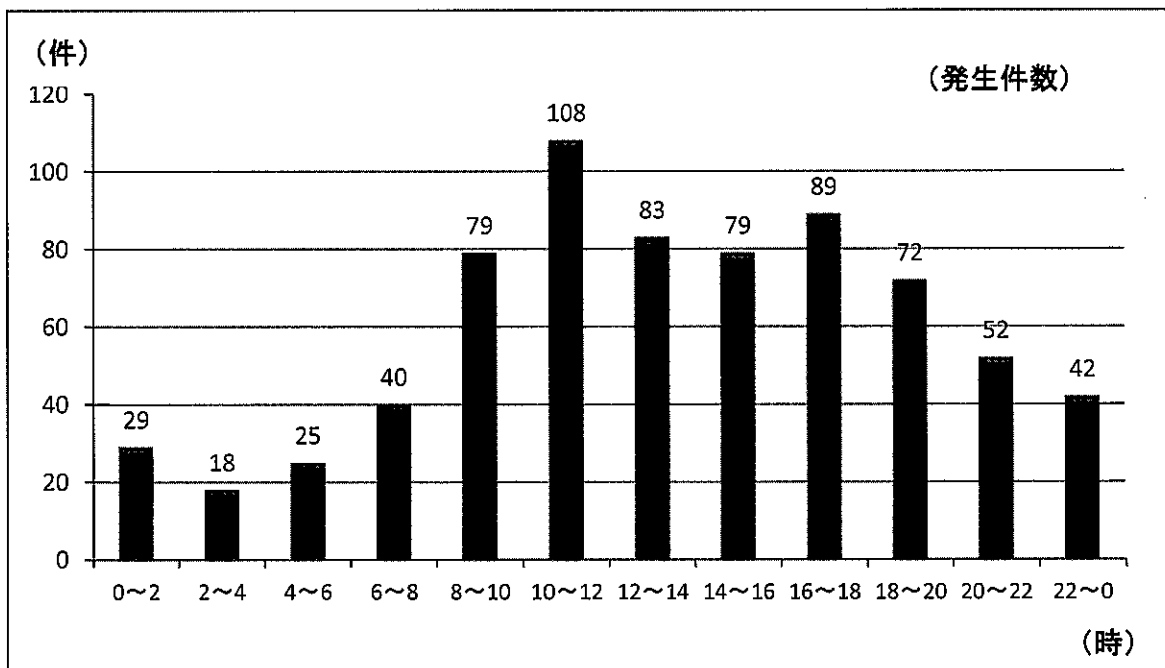
(3) 年齢別(1・2当事者)

区 分		幼児	小学生	中学生	高校生	中卒 ～ 19歳	20代	30代	40代	50代	60 ～ 64歳	65 ～ 69歳	70歳 以上	その他	合計
令和5年	発生件数	4	22	7	1	9	175	200	248	269	135	76	145	141	1,432
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	負傷者数	9	20	5	0	5	125	137	163	156	65	35	68	0	788



(4) 時間帯別

区分		0~2	2~4	4~6	6~8	8~10	10~12	12~14	14~16	16~18	18~20	20~22	22~0	合計
令和5年	発生件数	29	18	25	40	79	108	83	79	89	72	52	42	716
	死者数	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	負傷者数	30	23	28	45	88	124	87	87	96	77	57	46	788



別記様式

主催機関名	
担当者氏名	
連絡先（電話）	

令和6年春の中央区交通安全運動実施結果

1 交通安全教育の実施状況

施設・団体等の種類	区域内の施設・ 団体等の実数 A	実施した施設・ 団体等の数 B	参加人員 (人)	実施率 (%) $B/A \times 100$
学 校 等	保育所			
	認定こども園			
	幼稚園			
	小学校			
	中学校			
	高等学校			
	大学			
	専門学校			
	特別支援学校			
	計			
社会 教育 関係 施設 等	社会教育関係施設			
	児童福祉関係施設			
	老人福祉関係施設			
	計			
合 計				
その他（民間団体等）				
総 計				

記載上の注意事項

- (1) 対象：本期間中に主催又は協力して実施したもの
- (2) 「社会教育関係施設」欄：図書館、社会教育センター等
- (3) 「児童福祉関係施設」欄：知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、児童館等
- (4) 「老人福祉関係施設」欄：養護老人ホーム、老人福祉センター等

3 効果評価の実施結果

具体的な活動内容等	検証方法及び検証結果等	今後の施策に 反映すべき点など

記載上の注意事項

- (1) 「具体的な活動内容等」欄：どのような活動か分かるように記載してください。
- (2) 「検証方法及び検証結果等」欄：検証の方法及び検証の結果を記載してください。
イベントや行事の場合は、参加人数だけではなく、可能な限り参加者に対するアンケート等を実施し、その結果を記載してください。
- (3) 「今後の施策に反映すべき点など」欄：検証の結果を受けての今後の施策に反映すべき点を記載してください。

令和6年春の中央区交通安全運動推進要領
令和6年度中央区交通安全日推進要領

刊行物登録番号
6-004

発行 中央区
編集 中央区環境土木部交通課交通対策係
中央区築地一丁目1番1号
TEL (3546) 5413
印刷所 (有)エイチ・ティー・プログレス (3667) 5891